

## 「第4回県政改革に関する検証委員会」議事録

日 時 平成20年6月17日(火) 18:00 ~ 19:58

場 所 高知城ホール2階大会議室「くすのき」

出席者 県政改革に関する検証委員会：

根小田会長、参田委員、田所委員、筒井委員、那須委員、水田委員  
事務局：

【総務部】恩田部長、浜田副部長、岩城副部長

片岡県政情報課長、田島課長補佐

田村行政管理課長、岡村課長補佐

【政策企画部】吉良人権課長、三浦課長補佐

【商工労働部】岡村部長、山崎副部長、久保副部長

浜口商工政策課長、今西課長補佐

山崎経営支援課長、近澤課長補佐

\*\*\*\*\*

### 1 県単独融資について

(会長)

それでは、第4回の「県政改革に関する検証委員会」を開会いたします。本日の議題は会議次第にありますとおり4つございまして、最初に前回の続きの話になりますが、県の単独融資についての補足説明をいただきたいと思います。それから2番目は同和関係団体との話し合いについて、3番目は情報公開制度について、それから次回の第5回検証委員会の議論の進め方についてということになります。これから県の方から説明をしていただいた後、質疑、意見交換を行っていききたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず、「県単独融資についての補足説明」に入りますが、これは前回、委員の皆様から、特に予算の流用に関してのご意見、ご質問等が多くありましたので、補足説明をいただきたいと思います。では、説明の方をよろしく願いします。

(経営支援課長)

まず最初に、1点ご質問のありました、橋本知事は産業パワーアップ融資で闘犬センターに融資をしようとしていることをいつ知ったのかということで、「百条委員会の記録などを調べたうえで回答させていただきます」とお返事したところでしたが、調べてみました結果、橋本知事が闘犬センターへの融資をしようとしていることをいつの時点で知ったのかについては明確にはなっておりません。

百条委員会報告の「別件融資問題に関する経緯」によりますと、平成10年5月21日、前田商工政策課長が四銀に「知事からストップがかかった。鍋島出納長を中心に対策を

講じるので、今しばらく時間がほしい」と電話連絡という記述がございます。また、百条委員会の議事録の橋本知事証言によりますと「平成10年5月21日の段階では、知事は闘犬センターに対する融資の問題点を察知してね、ストップをかけたことになるわけですが」という問いに対して「何月何日の時点で、どういう話があったかというのは、

中略 今記憶にございません。中略 どこかでの時点で話があって、私として反対の意見を述べたということは記憶しております」というふうな記述がございます。

また、「11年5月に初めて知ったのは、モード・アバンセのことでございますので、別件のことは 中略 それ以前から承知をいたしております。」といった記述がございますので、橋本知事が闘犬センターのことを知っていたのは、平成10年5月までには知っていたものと思われまます。ご質問に対する答えはそれでございます。

それから、補足説明をさせていただきたいのは、前回、平成8年度県単融資の創設の経緯と平成9年度に産業パワーアップとして予算化した経緯をご説明しましたが、議会との関係について分かりにくい点があったかと思しますので、補足説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。これが議会に提出する議案書のうち議案説明書の該当箇所をコピーしたものでございます。予算は款、項、目、節の科目ごとに編成されておりまして、欄外に第7款 商工費、項として商工業費ということで、表の左端は所管の課名ですが、次に目として、これの該当のところは、一番下の商工政策課の部分で「12 中小企業金融対策費」という目がございます。ずっと右へいきまして、その内訳として節がいくつか並ぶわけですが、その内容説明ということで、右端の欄にこの目の予算の内容、どういう事業が入っているかということの説明をさせていただきます。この制度融資に関する部分につきましては、中小企業制度金融貸付金ということで260億何某の予算があると、こういうふうな説明、全額の記載がされているだけでございます。

次のページを見ていただきますと、これは2月補正、8年度予算の不用になる部分を減額補正したものでございますが、右端にも中小企業制度金融貸付金ということで、17億何某の減額をしたと、そういうことだけしか、これには載っておりません。お断りしておきますと、この制度金融貸付金の中に、設備導入資金を貸し付ける融資制度なども含まれておりますので、前回、ご説明した減額予算額とは、若干異なっておることをお断りしておきます。

次のページは、コピーの関係で2枚に渡っていますが、3ページの一番下、中小企業金融対策費、これは9年度の当初予算でございますが、次の4ページへいきますと右端欄に中小企業制度金融貸付金、8年度に県単融資分がなかったものと、9年度に産業パワーアップということで、新しい融資を予算化しておりますが、議案説明書上は、基本的にそういうことは分からない内容になっております。こういった議案説明について、詳細の内容が必要と判断する場合には、所管の委員会、この場合、産業経済委員会ですが、産業経済委員会において別途資料を作成するなどして説明することになっております。このケースでは、そうしたこともしていないということでございます。そうしたことから、議会に対する説明責任を果たしていないといった指摘を受けているものと思

ます。次のページは、平成9年度の減額補正した分の補正予算でございます。39億何某減額しておりますが、この中には、闘犬センターに融資を予定していた実行しなかった部分が含まれているということになります。

それから、前回の「8年度地域産業高度化支援融資制度要綱について、議会を通さず作れるものか、作ってしまっていること自体が法令違反になるのか」というお尋ねがございまして、違法ではないけれども好ましいことではないというふうな答弁をさせていただきましたが、その点について補足させていただきますと、前回の説明で、高裁判決において、本件貸付は予算執行上違法性を帯びるというべきである、との指摘があると、そういうご説明したうえでのご質問でありましたので、一般論として、違法ではないがという考え方をお答えしたものでございます。本件については、高裁判決のとおり、本来、予算の議決を要すると解するのが相当でございまして、それを経ずして県単融資の要綱を作成したことは違法性を帯びているというふうに考えております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。県の単独融資についての補足説明をいただきましたが、いかがでしょうか。前回、予算の流用等についての、議会に対する説明の問題もご質問等ございましたが。

(委員)

この間もお聞きしたんですけども、この説明書という書類は委員会には出てるんですか。

(経営支援課長)

これは、出ております。

(委員)

この中小企業制度金融貸付金というのは、平成8年で初めて出てきたんですか。

(経営支援課長)

これは、毎年、出ております。

(委員)

ずっと出てるんですか。

(経営支援課長)

この中に、平成8年度の県単の直貸しの予算はなく、この予算の余裕部分を使って新しい融資制度を起こしたものです。9年度は産業パワーアップ融資ということで、この予算の中に含めております。このことは、前回、ご説明したところです。

(委員)

要は、平成4年とか5年には、こういう項目はあったんですか。

(経営支援課長)

ありました。

(委員)

普段そういうところに、更に内訳というか説明というのは委員会では出ないものですか。

(経営支援課長)

いつも出ないかどうかという確認できませんが、この平成8年、9年度の予算の説明の時に、そこまで詳しい説明をしていないということははっきりしております。

(委員)

要は、議員の方で平成8年とか9年で、従前と違って、ちょっとこれ額が太くないかというのは気付きようがないわけですか。

(経営支援課長)

この程度の増ですと、平成8年度は260億で、平成9年度は270億ですので、これ自体は単に産業パワーアップの部分が含まれたことだけではなくて、いろんな要素で増減がございますので、これ位の差でしたら、別段、何かおかしいという思いはないと思います。

(会長)

よろしいですか。産業経済委員会等で、例えば、委員の方から特別要請がなければ出ないということですよ。内訳の資料は。

(経営支援課長)

要請が。

(会長)

あっても出ない。

(経営支援課長)

あっても出ないということはないと思います。例えば、今現在、私どもが制度融資なんか持っていますが、この2年くらい信用補完制度というのが大きく法律が変わりまして、制度も変わったので、その内容については予算の内容とは別にきちんと詳しいご説

明をするとか、そこはやはり私どもの方で、議員の方々にきちんとご理解をしていただきたいと思うようなことは、きちんと委員会で説明をするなどの対応をしております。

(会長)

前回、総務部長とちょっと立ち話でお話しした時に、この中小企業制度金融貸付金ですね、これはいろんな県内の中小企業の方が利用するというか、そういう可能性があるわけですね。そうすると議員さんなんかは当然のことながら、そういう県内のいろんな事業者から要望を受けたり、あるいは、お話、相談を受けたりして、こういう予算があるから使えるんじゃないかという話があったりすると思うんですよ。そうすると、具体的にこの制度融資の運用の仕方というか、手続きだとか、利用の仕方だとか、そういうことは具体的に説明する必要がありますよね。それは、手引きみたいなのを作っていたというふうに仰っていました。ただその手引きの中には、先ほど来から言われているような例の単独融資の1項目は書いてなかったというふうに仰っていましたけど、それは事実としていいんでしょうか。

(経営支援課長)

それは、そのとおりでございます。

(会長)

そういう手引きは議員の方には配られていると。

(経営支援課長)

基本的には、私どもは金融機関とか、商工会議所、商工会等、そういった小規模事業者が直接融資の相談される窓口で、そのものを配っております。そういう融資のことなんかについて、議員の方で関心がある場合、私どもの所へ問い合わせがあったり、県民の方から相談を受けたのでということで問い合わせがあったり、そういうことは日常にございます。そのことを敢えて委員会の場でどうなっているかというご質問は、私が担当している間でもあまりございません。一般的な日頃の活動の中で、そういうお問い合わせはあります。

(会長)

そうすると、手引きについては、例えば、議員からほしいと言われたら配るとのことですね。

(経営支援課長)

もちろん、そういうご要望があればお配りしております。

(会長)

その中には、前回出たようなメニューが書いてあるわけですね。

(経営支援課長)

はい、メニューが書いてあって、貸付けの要件、利率とか、保証料率とか、そういうものが詳しく書いてございます。

(会長)

その中には、もちろん入ってなかったと。

(経営支援課長)

今回の県単融資部分については、そういうものには入ってなかったということです。

(会長)

事実関係はそういうことですが、他、ご質問等よろしいでしょうか。補足説明に関連しては、以上でよろしいですか。

次の2番目の「同和関係団体との話し合いについて」の方に移りたいと思います。人権課長の方からよろしくお願いします。

## 2 同和関係団体との話し合いについて

(人権課長)

それでは、第2回検証委員会でのお尋ねに対する回答を述べさせていただきます。

まず、過去の同和対策の中で、具体的に、どのようなトラブルがあったのかを出してほしいということと併せまして、団体との話し合いについて、具体的に人数や時間などの内容を示してほしいというお尋ねがございました。トラブル関係につきましては、現在、保管している資料では確認できるものはございません。

また、話し合いの概要につきましても、特定して時間や人数が何人とかいうのはございませんので、一般論にはなりますが、資料2の1ページ、同和関係団体との話し合いについての概要をご覧ください。相手方につきましては、毎年定期的に行っておりましたのは、県内3団体のうちの部落解放同盟高知県連合会です。時期も通常10月頃に団体から同和対策本部と各部局ごとへの要求項目をまとめました「対県交渉要求書」が県に出され、日程調整して11月から12月の議会の前ぐらいにかけまして、各部局と順次話し合いをして、最後に同和対策本部との話し合いを行っていました。

それ以外にも、差別事象が連続して発生する場合など、個別に話し合いがもたれたということもあったようです。

時間につきましても、部局ごとに内容もいろいろ違ったりしますので、その時々で時間を設定ということで、午前から話し合いが行われる場合もあるし、午後からの場合もあったというようなことでございます。また、以前は夜間になる場合もあったようです。

出席者につきましては、団体側としては、委員長、副委員長、書記長などの役員と同

盟員の方々に50名から100名程度、100名を超えるような時もあったようです。県の出席者といたしましては、本部長交渉につきましては本部長である副知事、副本部長と本部員である部局長、関係課長など大体50名程度。個々の部局長交渉につきましては、部局長、副部長、次長、課長、課長補佐等で部局によって課の数も違ってきますので、大体20名前後ということでございます。内容につきましては、要求項目ごとに県が回答内容を説明して話し合いに入るわけですが、基本として、団体としては行政要求として、運動の一環として行っておりまして、県は国の同対審答申にもありますように、同和問題の解決は行政の責務というふうに捉えております。そのため、時には激しい声も飛び交う中、県は要求実現への約束を迫られることが多く、プレッシャーを感じ受け身になっていたというふうな状況でございます。また、話し合いは非公開で行われ、そのことが結果として透明性に欠けていたというようなことでございます。

いろいろ資料を探しておりまして、この資料の75ページですが、うちの課の方で平成8年から11年度までの話し合いの記録を綴っていると思われるファイルがございまして、その中で平成9年12月24日に行われた同和対策本部との話し合いにつきましては、テープ起こしという記述がございましたので、これをコピーをして資料として出させていただきます。長いものですので、また、お時間のある時に読んでいただきたいと思いますが、言葉で伝わってくるんじゃなくて、書き物になっておりますので、話し合いの状況、ニュアンスがはっきり伝わってこないかもしれません。

それと併せまして、他の資料といたしまして3ページから「部落解放同盟高知県連合会第19回大会議案書」ということで、1974年、昭和でいきますと49年になろうかと思いますが、大会の議案書でございまして、その中で6ページでございまして、「1973年度活動報告」の下段の2「溝渕高知県政とのたたかい」ということで載っておりますが、その中で高知市で宅地売買におきまして差別事象が発生したことによりまして、団体の方200人あまりが2回ほど県に詰め寄ったという表現がございまして、また、いわゆる県との話の中で、何をどう正したのかは、これからははっきりしませんが、団体のこの冊子に記載しているのは、間違いを正し、建設省、総理府にまで見解を表明させて、県行政の誤りを訂正させた。というような表記もございまして

続いて、「正常化」というふうにカギ括弧の中に書かれていますが、部落解放同盟の中で考え方の異なった方々が分裂と言いますか、その後、全解連という組織になるわけですけども、当時は正常化ですが、今後相手にしない、文書も受け付けない、といった念書を大衆の面前で副知事が、相手方の委員長に手交すると、こういった状況でもあったということでございます。

なお、この念書については、既に公表をしております、資料といたしまして13ページに内容を添付させていただきます。

それと、この昭和49年ですが、当時は同和対策事業特別措置法が44年から施行されて、10年の時限立法ということで10年間の間に事業をやり遂げないといけないというようなことで、当然、団体の方も必死で、行政としても何とか有利な財政的な条件のうちにやらないといけないということで、非常に取組を進めていた時期でございます。

49年の分で、9ページになりますが、1974年度の活動方針案ということで、同じく溝淵高知県政とのたたかいという中で、続きで10ページですが、上段左の方の要求項目ということで、個々具体のこの当時の県に対する項目が12ページの上段まで48項目示されております。こういった内容で、県との話し合いがなされておったというような状況でございます。

それと同じ大会の議案書ということで、比較的新しい分で、1991年、平成3年になるかと思いますが、それが15ページから付けております。これも18ページから高知県行政との闘いという表記がございまして、21ページから要求事項と県からの回答ということで、当時の内容を載せております。同和対策本部から始まりまして、各部局まで、ちょっと長いのですが付けております。

続きまして、県と運動団体との間の癒着構造についてのご質問がございましたが、癒着と言われるものについて、橋本前知事が平成13年5月議会で答弁しておりますが、その会議録のコピーが最後の118ページにございます。田頭議員の質問に対する知事答弁でございますが、その右側の「今回の問題の原因として、特定の団体や特定の個人と県行政との間に癒着があったと述べたことの意味についてお尋ねがございました。」ということで、「県の側にとっては予算をつけることが同和対策を進めているという実績づくりにつながり、それが一方では団体またはその幹部の利益と一致しましたことから、県行政が団体の力に押し流されていくという傾向が強まったように思います。」「こうした圧力に対して行政側が毅然とした対応をとらず、その力に屈してきたことが癒着と呼ばれるような関係をつくってきた原因ではないかと受け止めております。」というように、本議会で答弁しております。

最後に、モード・アバンセの問題につきまして、県行政における同和行政の重み、トラウマによって、判断が歪められたと言う人がいる。また、ある団体の幹部は「自分たちに責任はない。県に主体性がなかったことが問題だ」と言っている。そこら辺をどう考えるか、県の考えを聞かせてもらいたい、というお尋ねがございました。それにつきましては、平成13年9月に出されました「県政改革に向けての決意」の中に、「特定の個人や団体と県政との間にあった不透明な関係が、組織としての判断の主体性を失わせ、政策決定上の過ちにつながったという厳しい指摘がなされる」という部分がございますが、同和行政につきましても、団体との関係の中で、行政が主体性を欠き、毅然とした対応ができていなかったというふうに考えております。以上でございます。

(会長)

これも、第2回の委員会で、委員から具体的な同和関係団体と県との間でのいろんなトラブルだとか、具体的な事例があれば出してくれというご要望、意見もありましたので、改めて県の方から説明をいただいたわけですが、いかがですか。

(委員)

これは、毎年定期的に行っていたというんだけど、いつぐらいからあったんですか。



いつぐらいに終わったんですか。それと、どうしてこれだけ出席者の人数が増えるようになってきたんですか。最初から、これだけたくさんで交渉していたんですか。

(人権課長)

始まりはちょっと分かりませんが、こういう形で行われたのは平成 11 年度までです。

(委員)

いつまでやっていたんですか。

(人権課長)

平成 11 年度までこういう形でやっていました。

(委員)

人数は最初からこんなに大々的な人数だったんですか。それとも、どんどん増えていったということですか。

(人権課長)

増えていったということはないと思います。大体、このぐらいの人数であったと思いますが、昔は 200 人ぐらい参加していた時もあったように聞いています。

(委員)

何でそれだけ人数が必要だったんですか。何で増えたんですか。分かりますか。

(人権課長)

相手方のことですので、要は、ずっといわれのない差別を受け続けてきた中で、やはり団結と言いますか、皆さん集まって、1人で言うよりは、何人かで集まった方がいろいろ言いやすいということもあって、こういった組織がなされて、その結果そういった人数になってきたんだと私は思っております。

(委員)

人数を県の方で制限しようとか、そういう動きはなかったんですか。

(人権課長)

当時の状況は分かりませんが、そういった状況にはおそらなくて、そういったことの長年の積み重ねがいろいろ行政の主体性を失わせたとかというようなことに、徐々に繋がっていったのではないかなというふうには思っております。

(会長)

今の3団体のうちの1団体との定期的な話し合いというのは、いつから始まったかははっきり分からないの。

(人権課長)

始まりがいつからというような資料が見当たりません。

(会長)

このスタイルは平成11年までであったということは間違いない。

(人権課長)

11年までございました。平成12年にモード・アバンセの関係で百条委員会が設置されて、そういった話し合いが行われなくなりまして、平成13年の9月ですか、アバンセなどの反省を受けて県として話し合いの持ち方の見直しを団体方に伝えて、それでその直後に第1回目のオープン化されての話し合いがもたれたということで、公表されなかったのは11年度までです。

(会長)

この資料で出てくる「溝渕県政とのたたかい」だとか言って、団体側の議案書にありますね。その頃からあったというふうに考えていいですか。

(人権課長)

この昭和49年の議案書にも県への要求項目として48項目載っておりますので、こういった項目について、個々具体的に、関係部局と交渉がされておったということは言えると思います。

(会長)

それから、これも団体の活動報告の中に出てくる具体例として1つ、宅建法の話が出てましたが、具体的に質問しますけど、例えば、そういういわゆる差別発言があったとか何とかいう場合に、我々よく聞いていたのは、いろんな所で糾弾の集会だとかいうことが、行われたということを知っているわけです。県の職員に対して糾弾だとか、糾弾の集会というのはあったんでしょうか。

(人権課長)

県の職員に対してあったと言える、確認できるものがございませんので、あったかどうかははっきりとは、私は言えません。

(会長)

なかったとは断言できないと。

(人権課長)

あるなしのはっきりしたことが申し上げられません。

(会長)

それともう一つ、全解連の問題が出てきましたね。こういう形で、いろんな考え方の違いがあって、いろんな運動団体ができますよね。それはある面で仕方ないことであって、ただそのうちの1団体とだけ交渉するという念書ですか、約束されているわけですけど、この問題については県の方はどういう総括をしておられますか。

(人権課長)

現在は、同和問題の解消を目指す運動団体ということで、3団体と同じやり取りと言いますか、3団体とも申し入れがあれば話し合いにも応じるし、同じ対応をするということにしております。当然、その念書も破棄しています。

(会長)

これは、主体的な態度ではなかったというふうに総括されている。

(人権課長)

非常に言いにくいですが、力関係と言いますか、ちょっといろいろ押し切られていたという部分があったと、私は思っています。

(会長)

今、同和関係団体の話をしているんですが、もう少し話を広げますと、これは他の分野でもあり得るわけですよ。労働組合だとか、その辺のところの問題にも関連する問題なんですけど、県庁の行政の関連でいろんな委員会とか審議会をやったりする場合、その時に関係団体からどういうメンバーに参加してもらうかという時に、そういう問題が出てくる可能性もあるでしょう。その辺のところは態度は一貫していますか。最近の県庁は。

(行政管理課長)

以前にもお答えしていますが、職員団体との交渉については、以前はかなりの大人数で交渉をやっておりましたが、最近では、職員団体側は30名以内でとかというような形でやってありますし、それから交渉の結果についても、ホームページで公開するとかというような形の、同じ様な形での改善ということはやってきております。

(委員)

先ほど、人権課長さんの方から「同和団体に押し切られた面があった」というような

ご発言があったと思うんですね。それで、具体的にどうしてそんなに押し切られてしまったのかという辺りが、なかなか古い話なので分からないという部分もあるとは思いますが、ちょっと何かお聞きすると、主体性を欠いた面があったと仰っていますけれども、それはある意味、症状というか結果の話であって、その押し切られるに至った原因であるとか、そういったものを明らかにしたうえで対策をしていくということをしなないと、なかなか主体的にやりましょうとか、それも非常に大事な話ではあるんですけども、それだけではちょっと不安が残るのかなという印象を受けたんですけれども。その押し切られてしまった原因とかいう辺りで、思い当たるような点は特にないですか。

(人権課長)

先ほども申し上げたのですが、団体の方々にとっては、それまで生活するうえで非常に制約を受けてきているということで、そういった状況を何とかしたい、いわれのない差別は受けたくない、自由に住む所も決めたいし、安定した仕事にもつきたいというような思いをずっと持たれてきていた。それを同対審の答申で、同和問題の解決は行政の責務であり、国民的課題というようなことが出まして、結果として、財政上の特別措置の法律ができて、やっと何とか環境改善などをするような状況になってきた、行政としてもそういった状況を十分改善できないまま来たという気持ちもあったと思いますので、そういったことで事業をしないといけないというような意識もあって、地域をよくしたいという地元の声に押されていたんじゃないかなというふうに私は思っております。

(委員)

具体的な事例はちょっと今なかったですけど、ご説明いただいたところだけで判断するのに、やはり何て言いますか、いろんな団体からの交渉があった場合に、人数を制限したり、当時難しかったという背景は分かるのですが、やはり、受ける側もそういった人数の制限とか、時間の制限とかですね、そういうのを、やはり、ずっとその都度試みて、多少、激しいやり取りはあったにせよ、言いなりになったというかどうか、ちょっと当時のことは分かりませんが、やはりそういう行政、受ける側の姿勢も非常に、今、お話を伺えばそのまま言いなり、言いなりというのもちょっと語弊がありますが、長い間そういうことが行われてきたと。

それと、百条委員会の資料の中にもありますが、やはり、職員が萎縮すると言うんでしょうか、圧力団体のそういうことで、100人も200人も来られるともものすごい波ですよ。だから、そういうふうにこちらから厳しく制限していくというふうなことも大事だったんじゃないかなというふうに、私の感想なんですけど、思いました。

(委員)

質問ですが、1ページはいろんな資料から拾って、今回まとめられたんでしょうか。

(人権課長)

はい、いろんな人から状況を聞いたりして、それをまとめたものでございます。

(委員)

最後の3行なんですけど、これはこういうようなお話も聞かれたわけですね。

(人権課長)

はい。ただ、具体の文言というか、言葉というのはなかなか細かいところまでの記憶はないが、こういった状況にはあったということです。

(委員)

ということは、これは誇張されて書かれてあるのか逆なのか、よく分かりませんが、もし、こういうことであれば、相当糾弾会に近いような雰囲気だったような話ですか。

(人権課長)

私は実際に糾弾会に参加したことはございませんので、諸先輩から聞いたことをまとめたものがこの表現になっております。

(会長)

私のイメージとしては、学生時代の大学紛争を思い出して、大衆団交みたいな感じなのかなというイメージを、ここに書かれているとおりだとね。そんな感じにも受け取れるんですけど。この文言だけでは、どういうことであったのか、具体的なイメージできにくいところもありますね。他にこの問題ではよろしいですか。

それでは3番目の問題の方に移らせていただきます。情報公開制度について、県政情報課長の方からご説明をお願いいたします。

### 3 情報公開制度について

(県政情報課長)

県政情報課長の片岡です。当時の情報公開がどういう状況だったか、具体的な事例を紹介しながらご説明します。併せまして、念書、覚書等について公表の内容をご説明します。使います資料は、資料3 総務部県政情報課資料と書いたものです。

まず、高知県情報公開条例に関してご説明します。本日は、以前の条例に関しての説明が中心になります。なお、現在の情報公開条例につきましては、条例の概要と全文を資料112ページから122ページにかけて載せてあります。

それでは、資料1ページの「高知県情報公開条例の改正の経過」から、主な項目をご説明します。情報公開制度は、県の保有する情報を広く公開することによりまして、県民の皆様の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による開かれた県政を一層推進するためのもので、平成2年10月1日に高知県情報公開条例が施行となっています。そ

の後、1回目の改正としまして、平成7年10月に手数料の無料化などの条例改正を行っています。また、平成10年3月には、2回目の改正としまして、条例の目的に県民の知る権利を明記したうえで、開示しない情報を整理、縮小するとともに、開示の対象となります公文書や開示請求権者の範囲を拡大するなどの改正を行い、10月1日に施行となっています。その後、議会が実施機関に加わる3回目の改正を平成10年10月に行っています。

続いて、2ページですが、6番目といたしまして、平成13年の改正は、施行を3段階に分けての改正ですが、内容はいわゆる情報公開法が施行されるのに伴いまして、法の規定にならって改正したものと電磁的記録を対象公文書に含めたり、インターネットを利用した情報公開システムによる開示の請求と決定を行う方法を定めたもの、そして公安委員会と警察本部長を実施機関に加えるという内容になっています。

なお、高知県個人情報保護条例も平成13年3月に公布され、10月1日施行となっています。

また、7回目の改正としまして平成14年3月に行いましたものは、モード・アバンセの事件を受けまして、県政改革の一環としまして、情報公開制度の見直しを図る中で、条例の非開示の規定に関しまして改正を行い、実施機関が公文書を開示する義務を有しているということを明確にしますとともに、公文書を作成または取得した時期に関わらず、常に改正後の条例の非開示規定を適用するという内容の改正です。この改正の内容は、後ほどご説明いたします。このように、これまで10回の条例の改正を行って、現在に至っています。

続きまして、当時の情報公開条例がどうであったか、特に非開示の規定がどのようなものであったかをご説明します。3ページから平成10年3月30日改正、10月1日施行の高知県情報公開条例を載せてあります。また、非開示を規定した条例第6条の解釈運用基準を3つの時期に分けて10ページから71ページにかけて載せてあります。

まず、3ページの一番下をご覧ください。第6条として「開示をしてはならない公文書」に関する規定です。「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、開示をしてはならない。ただし、当該情報が第2号から第6号までのいずれかに該当する場合において、当該公文書の開示をしないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があると認められるときは、開示するものとする。」というもので、以下6項目の非開示情報を規定していました。このように、当時の条例は、開示をしてはならないという表現をまず持っている書きぶりの規定でした。非開示とされた6項目は、法令等で開示できないとされている情報、個人に関する情報、事業活動に関する情報、犯罪予防・捜査等の情報、県、国等の事務事業に関する情報、任意提供情報などです。

少し飛びまして、9ページをご覧ください。その中段に、附則（平成10年3月30日条例第5号）があります。その下に（経過措置）2と書いてありますが、これは、条例の改正が平成10年10月1日に施行となりましたが、第6条の規定、非開示の規定は、平成10年10月1日以後に作成し、または取得した公文書に適用され、それ以前の公文

書に対しては、改正前の旧条例の第6条の規定によるということを決めたものです。その旧条例の第6条の解釈運用基準は、10ページから31ページにかけて載せてありますが、公文書を作成したり、または取得をした時期によって適用する非開示の規定が異なっておりますので、県民の皆さま方にとってわかりやすさという点から、また情報公開を進めるうえでも課題があるということでした。

少し具体的に申し上げますと、情報公開条例の改正の経過を先ほど説明した際に、平成10年10月1日施行で、開示しない情報を整理、縮小する改正を行ったと申しあげましたが、このときの改正を少し具体的に説明させていただきます。4ページに戻っていただきまして、平成10年10月1日施行の条例第6条第2号は個人に関する情報は非開示とする規定ですが、その非開示から除く、つまり開示する情報として、ただし書きに、イ、ロ、ハとありまして、ハの(1)には公務員の氏名があります。しかし、14ページをご覧ください。改正前の旧条例ですが、旧条例の第6条第2号個人に関する情報には、そのような規定がなく、それまで非開示ということでした。また、47ページをご覧ください。これは改正後の条例で、第6条第5号の事務事業に関する情報の【解釈及び運用】の2「明らかなもの」とは、と書いてありますが、そこにありますように、県などが行います事務事業情報につきましては、開示することによって、支障があることが客観的に明らかでないとはできない。おそれがあるだけでは、この号の適用とならない、という規定になっております。それが旧条例ではどうだったかと申しますと、29ページをご覧ください。旧条例の第6条第8号行政運営・執行情報では、【趣旨】のところにありますように、県などが行います事務事業情報につきましては、開示することによって著しい支障を生ずるおそれがある場合は非開示というふうに規定をしております。

このように新旧の条例、あるいは解釈・運用を見ていただきますと、平成10年10月1日からは、それまで非開示であったものを開示をするというふうに大きく変わっておりますが、それ以前の公文書に対しては、改正前の旧条例の第6条の規定によるものになっていました。

それでは、開示請求に関しましての事例を1件紹介させていただきます。続いて、高知県公文書開示審査会答申第51号についてご説明します。72ページをご覧ください。この答申の概要を載せてあります。

まず、この答申に至った経過を申し上げます。平成11年5月26日に「モードアバンセに対する高度化資金他の融資及びそのあっせん助成と貸付金返済に関する一切資料」の開示請求があり、それに対して、実施機関が非開示決定を行いました。その決定に対しまして取消しを求める異議申立てがあったことを受けて、高知県公文書開示審査会へ諮問がなされ、同審査会が平成12年12月14日に答申したものです。73ページから、その答申の全文を載せてあります。審査会の判断は、77ページの下から4行から載せてあります。

まず、1の「本件公文書について」ですが、本件公文書は、事業団(中小企業総合事業団)の融資事業である高度化事業に関する文書と、高知県が単独で融資する県単融資

事業に関する文書であり、これらの文書は、別紙1「公文書目録」のとおりとなっております。この「公文書目録」は、資料の82ページから92ページにかけて載せています。公文書目録の番号1から107番までは、平成6年度及び平成7年度の高度化事業の貸付に関する文書、番号108から133までは、平成8年度地域産業高度化支援資金制度事業に関する文書、番号134から177までは平成9年度から平成11年度の産業パワーアップ融資事業に関する文書、番号178から181までは、平成9年度及び平成10年度の高度化資金貸付事業の貸付条件変更に関する文書です。

なお、本件公文書には平成10年9月30日以前に作成し、または取得した文書と、平成10年10月1日以降に作成し、または取得した文書がありましたので、非開示理由の適用に当たっては、その取得、作成した時期に応じまして、先ほど申しあげました当時の新、旧2つの条例の第6条によりそれぞれ判断がなされています。審査会では、これらの公文書ごとに、開示、部分開示、非開示の判断をしまして、部分開示、非開示と判断した情報については、どの情報がどの非開示理由に該当するか明らかにされています。

また、78ページに戻っていただきまして「2 諮問から現在に至るまでの経緯」に記載されていますように、審査会の審査の途中において、地方自治法第100条に基づく「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会」いわゆる「百条委員会」が高知県議会に設置されました。この百条委員会での審議が進む中、本件公文書の一部が調査資料として提出され、実施機関が非開示とした情報の一部が開示され、公表された情報となっていました。審査会では、このような状況の変化を踏まえたうえでの開示又は非開示の判断が行われました。その判断は、「3 本件公文書の開示又は非開示の判断」に記載されていますように、百条委員会で既に公表された情報は原則として開示とし、79ページから記載していますように、旧条例及び条例第6条の第1号から第3号までの非開示の該当性をそれぞれ判断して、先ほどの「公文書目録」でその理由と「開示してはならない情報」を明らかにしています。そして、審査会の結論としては、少し戻っていただきまして73ページの答申の冒頭にありますように「開示してはならない情報」欄に該当する部分を除き開示すべきであるという結論となっています。

なお、先ほど、百条委員会での審議が進む中、本件公文書の一部が調査資料として提出されたと申しあげました。少し、説明させていただきますと、県議会議長から知事あてに提出資料の請求があり、それに対して、「公開することが公の利益を害し、または公務の遂行に著しい障害を生ずるおそれがある」との判断に基づきまして、提出しなかった記録や墨塗りして提出したものがありません。

このような対応には、県議会がまとめられました百条委員会の報告書で「県は、一部の記録の提出を拒否するとともに提出した記録についても多くの箇所を墨塗りとしており、県の真相究明に対する姿勢を疑うとして、各委員からの批判が集中した。」と指摘されています。更に、「県単独融資や別件やみ融資の問題、さらに当委員会の調査に対する当初の県の対応に見られるように、県にとって公表されると都合の悪い情報や資料等は、できるだけ隠したがるといふ体質が依然として存在する。こうした体質を根本的に改め、自ら積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たし、行政運営の透明



性を高めるよう、最善の努力をすべきである。」と再発防止対策に取り組むように求められています。

続きまして、高知県公文書開示審査会に対して諮問し、答申をいただきました「情報公開制度の運営について」及びこの答申を受けまして、平成 14 年 4 月に改正を行いました情報公開条例の改正の内容をご説明します。95 ページから諮問を、98 ページからは答申を載せています。この事件をめぐっての背景や県の対応に関しましては、様々な課題が指摘されており、その一つとして情報公開による行政運営の透明性の確保が大きな課題でした。このため、平成 13 年 12 月に高知県公文書開示審査会に対して「情報公開制度の運営について」諮問し、平成 14 年 1 月に答申をいただきました。内容は、99 ページに載せてありますように、1 つには、「公文書の開示義務について」条例第 6 条本文の非開示情報を「開示してはならない」という表現を、非開示情報を除いて「開示しなければならない」という表現に改めることは、県民の知る権利を尊重し、原則公開の原則の立場にたった適正な対応を行う姿勢を鮮明にするためにも望ましいこと。

そして、2 つ目として、「非開示規定の適用範囲について」は、最後の部分ですが、県行政の透明性に対する県民の要求度が高くなっている今日においては、開示する情報の範囲を拡大していくことは県民の期待するところであり、情報公開制度をわかりやすく、かつ、利用しやすいものとするためにも、こうした最新の非開示規定を、作成または取得した時期に関わらず、対象となる公文書のすべてに適用することが望ましい。三つ目としまして、「個人に関する情報について」情報の公開を進めるため、非開示とすべき個人情報の例外として

( 1 ) 県が許認可を行った相手方の氏名等であって公表することにより個人の権利利益を侵害しない情報

( 2 ) 慣行として公にされ、または公にすることが予定されており、公表しても社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報

こういったものを開示する情報に含めることは適当である。としています。

更に、4 つ目として情報提供を積極的に推進すべきである。などの内容です。

こうした答申を受けまして、情報公開制度の見直しを図る中で、平成 14 年 4 月 1 日施行で、条例の非開示の規定に関しまして改正を行っております。102 ページからその内容を記載しています。大きなポイント 2 点だけを 105 ページからの新旧対照表で説明をさせていただきますので、105 ページをお開きください。

まず、1 点目が、実施機関が公文書を開示する義務を有しているということを明確にするものです。右の旧の条例第 6 条のタイトルが「開示をしてはならない公文書」となっておりますが、これを左側のように、「公文書の開示義務」という表現に変えましたうえで、条文につきましては旧の方は、第 6 条「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、開示をしてはならない」というふうなことから、非開示ということが表に出るような内容になっておりますので、それを左にありますように「実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、当該公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなけ

ればならない」というふうな規定、表現に変え、より開示をするということを全面に出した内容にしました。そして、右の旧の条例の方に、「ただし」以下がありますが、これを 107 ページの下の方にありますように、内容はほぼ同じですが、第 2 項に持ってきて、公益上の理由による開示の規定を独立させてより開示をするということを打ち出した内容にしています。

次に、2 点目は 110 ページをご覧ください。110 ページの旧の方に、施行期日としまして、「この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する」というところの下の経過措置に、「この条例による改正後の高知県情報公開条例第 6 条の規定」これは先ほどご説明しました非開示条項の規定ですが、「この条例の施行の日以後に作成し、または取得した公文書について適用し、同日前に作成し、または取得した公文書については、なお従前の例による」という経過措置がございましたが、これを削除しました。このことによりまして、公文書を作成または取得した時期に関わらず、常に改正後の条例の非開示規定を適用する、つまり対象となる過去の文書も、今までは非開示となっておりますのも、これは公開をしていくというような規定に変わっております。

なお、この条例の改正に伴いまして、また先ほどの公文書開示審査会の答申も踏まえまして、非開示の範囲を縮小するための解釈と運用の見直しを行っております。

52 ページから、その条例改正後の最新の解釈と運用を載せてあります。見直しましたものの一例は 55 ページ、これは個人に関する情報を非開示とする規定ですが、非開示から除く情報として、ただし書きがアからエまでありまして、そのただし書の解釈と運用を 57 ページに載せてあります。その中に、8 ただし書イとありますが、この 8 ただし書きイの(4)や(5)は新たに追加したものです。県が行う事務事業に関して協議や要望を行っております団体で、対外的に役員名を名乗って活動している方の氏名、また県との契約等に関して相手方から提出された請求書や契約書といったようなものの中に記載されている担当者の氏名など、また(5)では県が許認可を行った相手方の氏名などであって、公表することによりまして個人の権利、利益が侵害しない情報ですとかは、今まで非開示としておりましたけれども、そういったものも公開をしていくということで、ここに追加しています。

このような改正、取り組みによりまして、県が保有しますすべての公文書は、公開が原則であるということを明確にして、情報公開の一層の充実を図ってきています。

続きまして、念書、覚書等についてご説明します。資料の 123 ページをご覧ください。これは、念書、覚書等部局別件数の推移を載せてあります。この念書、覚書につきましては、平成 13 年 2 月定例議会におきまして、知事が「今回の一連の問題について、県議会また県民の皆様に対しまして十分な説明がなされていなかったことを反省し、隠し事のない県行政を進めていくために、県庁内にあります念書、覚書等をすべて公表する」というお約束をいたしました。それを受けまして平成 13 年 5 月 31 日に、その内容を公表いたしております。

資料の 124 ページは、その平成 13 年 5 月 31 日に公表した時の全ての念書、覚書等の分類表です。また、別綴じのファイルでお手元に配っております「念書・覚書等整理表」

には、各部局ごとに件名や文書の日付、相手方や概要を要約した整理票を掲載しています。なお、この整理表は、県のホームページにも載せてあります。そのファイルの初めのページに部局別件数があります。平成13年5月31日に公表しました念書、覚書等の総数は792件となっております。また、対象案件についての考え方を記載してありますが、ここにありますが4つの項目に該当するものは除いています。部局別では、土木部142件、港湾空港局129件、商工労働部126件、これが多くなっております。

資料の3に戻っていただきまして、先ほどの124ページの分類表をご覧ください。念書、覚書等の分類表、これを日付でみてみますと、平成2年度以前のものが367件、46.3%となっております。以下、平成8年度から平成11年度のもものが176件、平成3年度から平成7年度のもものが171件となっております。相手別では、協議会、対策委員会等の団体とのものが226件、28.5%、市町村とのものが149件、職員組合等とのものが129件、民間企業とのものが113件と多くなっております。種類別では、勤務条件等のものが129件、16.3%のほか、公共事業の計画等に関するもの、公共事業の地元調整に関するものが多くなっております。念書、覚書等につきましては、毎年1回まとめて公表することとしています。また、念書、覚書等の写しは、本庁1階の県民室の情報提供コーナーと安芸福祉保健所、幡多福祉保健所で閲覧できるようにしています。

最後に、125ページから132ページにかけて、平成13年5月31日に公表しましたもののなかから、前回のこの委員会で説明しましたモード・アバンセや闘犬センターへの融資に関連しまして、久礼工場の分離に関する確認事項や金融機関へ提出した念書、覚書等の写しを載せてあります。

以上で、県政情報課の説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ただ今、情報公開制度について、モード・アバンセの事件に関連する問題も含めて全般的な説明をいただきましたが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

量がたくさんあったので、理解がまだできていないところがたくさんありますけど、念書を13年5月に公表したということだけ、公表したので792件ですか、それ以降は減っているということでしょうか。

(県政情報課長)

先ほど申し上げましたように、この13年5月は、それまでの念書、覚書を一括して公表しております。それ以降は、年1回、原則といたしまして1年間のものをまとめて公表ということになっておりますので、年度、年度のものはこういう状況ということになります。

(委員)

公表以降は、減ったということはないんですか。

(県政情報課長)

数自体が減ってきているというのは、この資料からもうかがわれます。

(委員)

減ってるんだけど、なおかつあるという念書ですけども、念書は何のためにやっているんですか、そもそも。そんな必要性があるんですか。例えば、ここにあるような念書で、これは非常に有用だみたいな、そんなのが説明できるのなら説明していただきたいんだけど。こういう事情があって、こういう念書を出して、これは非常にこの場合には役に立っていますよと。本当に役に立っているのかどうか分からないけど、そんなのがあったら説明していただきたいけど。

(県政情報課長)

いわゆる契約書とかいったものを取り交わさなくて、覚書を締結するとか、一般的なことですけど。そういうものもあろうかと思えます。それで、このモード・アバンセなどに関しましての融資を巡って、念書、覚書が問題になりましたのは、県民あるいは県議会の見えないところで、こういったことを隠れてやっていたことが非常に問題になったというふうに考えています。念書、覚書等で公表したものの中には、例えば協定書であったりとかいうものもございまして、内容そのものが全ていけないものであったということではないんじゃないかなと思っています。一番最初に、総務部のところがございしますが、外国の大学との国際交流協定とかいうのもあったりしますので、全てがふさわしくないと言いますか、県として、相手方と覚書、協定を締結すべきものではないということではないんじゃないかなと考えています。

(委員)

もちろん、私も覚書を交わすなどが、そんなことを言ってませんよ、全然。それだったら覚書できちんと交わせばいいんですよ。協定書で交わせばいいんですけど、念書とかいうことになると何かこう隠れてやっているんじゃないかみたいな、そんな感じもするんだけど。念書じゃなくて、きちんと覚書という形で双方が署名をしたらいいんでしょう。こっちから、県から一方的に念書を、約束しますみたいなことを出す必要性なんかあるんですか、やはり。

(県政情報課長)

この公表に際しましては、念書、覚書というタイトル、書きぶりに関係なく、協定書であったりそういうものも全て出すということになっています。段々減ってきているんじゃないかという話がございましたように、今、出しているものについては、例えば職

員組合との勤務条件に関する協定、覚書であったり、きちんと誰に見られてもいいようなものを協定、覚書で締結しているということです。

(委員)

今、説明を受けた資料の中で、ずっと見たんですけど、開示請求があれば開示するという一貫してなっているんですが、唯一 100 ページの 4 の ( 1 ) のところに情報提供というのがあって、「実施機関内の各所属で統一した情報提供を行えるようにする」と。その前を見てみると、「県政の透明化を図り、説明責任を果たす」と書いてあって、ここが唯一要求されなくても開示するんだというふうに読みとれるんですけど、これを具体的にやった事例というのはあるんですか。

(県政情報課長)

今日ということだけでなく、第 6 回以降の県政改革のところでご説明をするように考えておりましたけど、一つは、平成 15 年の 8 月に「情報の公表及び提供の推進に関する指針」というものを策定いたしております。その中で、県の重要な基本計画、あるいは庁議や政策調整会議の概要ですとか、県の予算や決算に関する資料ですとか、課室長以上の事務引継書とか、そういった諸々のものを県民室において公表していくということにしておりますし、また、その内容についてインターネットにも載せるということで取り組んでおります。

(委員)

例えば、今回の事案で、そこは分析されていると思うんですが、もし、それがなされていたら、こんなことは起きなかったというような評価があるんでしょうか。

(県政情報課長)

その評価はちょっと難しいです。

(委員)

多分、県政の透明化とか説明責任というプロセスの開示だと思うんですね。今、言われた平成 15 年 8 月の指針が、そういうその、こういうことを二度と起こさないためのプロセスの開示ということとマッチングしているといいことをしたんだなど、こういうふうに思えるんですけど、その辺はどう評価されるのかというのは、今後の話かも知れませんが、非常に気になるころではあります。

(県政情報課長)

きちんとプロセス自体を公開していくということが、こうした事件を未然に防ぐ、そういうことだと思っております。

(会長)

プロセスの開示というのは、具体的に、例えばこの問題、モード・アバンセの問題に関連して言えば、意思決定過程の、この部分、この段階というふうに、ご指摘がございませうでしょうか。

(委員)

難しいんですけど、例えば要綱を決定するとか、こういう要綱を決定したので開示しますとか、あるいは意思決定段階で、いつ何を意思決定したかというのは、何でもかんでもというのは事務的にも無理だし、問題になるのはよく私も承知してはいますが、変なことにならないためのプロセスの開示というのはあるはずなんですよ。そういうところが、特に、前から私が言っていますとおり、県の職員の方もこんなことをやりたくてやったわけではないでしょうから、こういうプロセスが開示される義務があったら、こんなことしなくても済んだのになというのがあると思うんです。そこがもう今までの改革の中でなされていたら、それはそれで評価すべきだし、不十分であれば点検すべきだしということかなと思うんですけど。

(会長)

先ほどの話の関連で、このモード・アバンセの問題に関連して言えば、例えば高度化資金の融資の時の審査会の決定だとか、その辺りはどの程度情報を公開されているのか。それは公開されてはいたか。例えば、こういう審査会が開催されまして、こういう結論になりましたよというのは。

(経営支援課長)

当時はそういうことを公表しておりません。今は、定めているのは貸付先をきちんと決めたら、その貸付先の名前とかそういうことは公表するということを決めておりますが、この間もご説明しましたように、実際には、今、貸付けをやっておりませんので。

(会長)

現在の段階では、仮にそういうことがあったとして、審査会なんかをやった場合には貸付先の企業だとか、こういうふうに決めましたよということは公表するという方針になっているということですね。

(経営支援課長)

現在は、そういう審査会などについても公表の指針もございませうので、当然、審査会を開催するといったようなことについて周知も図りますし、結果についても公表するということになろうと思います。

(会長)

当時はされてなかったと。そういう方針もはっきり確立されてはいなかった。

(経営支援課長)

基本的には、企業の情報を収集したうえで審査をするということで、その企業内容の情報については公表しないというような基本的な前提もありましたので、やっておりません。

(委員)

情報公開請求があった場合は、まず、実施機関が開示するかどうかを判断するわけですよ。非開示になったら、今度は異議申立てをして審査会がそれが妥当かどうか、正しいかどうか判断するわけですよ。この実施機関というのは何人かのメンバーがおられるわけでしょう。審査会も何人かメンバーがおられるわけでしょう。何人おられるかということと、それから、そのメンバーは誰がどうやって決めているのかについて説明してください。

(県政情報課長)

実施機関と申しますのは、例えば知事部局とかそういう大きな単位でございまして、具体的には、該当の課室が判断するということになっています。それから情報公開条例、先ほどお手元に配りました資料3の119ページに「公文書開示審査会」の規定がございます。第16条の第3項のところに「審査会は、委員10人以内で組織する。」現在の委員さんは10名ということになっています。その第4項に「委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。」という規定になっています。

(委員)

知事が委嘱する際に、どういう判断基準で選んでいるかということなんですけど。要は、県の側に都合のいい委員さんばかりを集めたら、話にならないじゃないかみたいなところがあるんじゃないかと思うんですけど。そこの辺りは、ケアはされているんでしょうか。

(県政情報課長)

具体的に申しますと、10名のメンバーのうち、現在4名の方が弁護士の方です。3名の方が教授などの大学関係者、あと3名が団体の方ということになっております。審査会の中では条例に基づいて、適正な審議がなされておりまして、また、県が部分開示、非開示とした決定に対しましても開示をなささいという答申が多く出されております。

(委員)

結果的にそれであればいいんだろうけど、もちろん、委員の方は皆さん立派な方ばかりだと思いますけど。だから、外部から見たら県側の委員じゃないかと思われるような

選任の仕方はしない方がいいんじゃないかと、一般的な感覚はあると思います。そういう意見も考えていただいて、委員を選ぶべきじゃないだろうかと思うんだけど。これは、一つの意見です。

（経営支援課長）

ちょっと、よろしいでしょうか。貸付審査会の件ですが、実際には開催していませんが、基本的には、結果とかそういうものはきちんと公表すると思いますし、審査会が開催されるというようなことは公表されると思いますが、審査の中で企業の経営状況とかそういうものを踏まえて議論をするので、会議そのものを公開するかどうか、今の段階では断言はできないと思います。

ただ、基本的に結果そのものはきちんと公表するということは、貸付けの見直しの中ではっきり方向を決めております。今の段階では、実際にそういう実例もありませんので、仮定の話ということになってしまいますので、そこは訂正させていただきたいと思っております。

（委員）

今、仰った公表の指針といったものですね、これはそうすると担当部局ごとにあるといったイメージですか。つまり、県庁横断的にあるわけではなくて、担当部局別にあるということですか。

（経営支援課長）

基本的な公表指針は、県として一本で定めております。

ただ、審査会なり審議会ごとに公表するかどうかについては個別に決めることになっておりますので、場合によっては、原則公開だけれども、場合によっては非公開でやるとか、そういうところはそこの審議会に任されている部分もございます。基本的には、原則公開の指針というものは定めております。

（委員）

分かりました。あともう1点、公表の指針の他に、文書作成の指針といったようなものは特にないのでしょうか。つまり、今までの会でも指摘があったと思いますが、個別の審査会でこういうことを判断するんだという辺りが明確じゃなかったという指摘があったと思うんですね。その辺りについて、きちんと、どんなことを審査したのか、どういった資料に基づいて審査をしたのか、どういう結果が出たのか。

もちろん、それは、今、課長が仰ったように個別の企業に関わることでありますから、公表できない情報もいっぱいあるとは思いますが、ですからそれを公表しろという話ではなくて、文書作成の指針を作って、そういうことを書いておけば、事後的にそれこそこういう問題が起こった時に、どこでつまづいたか検証ができますし、責任を明確にするといったような意味でも有用だろうとは思っています。それ自体は、職員の皆さんに非



常にご負担になるということは重々分かりますけども、そういった文書作成の指針といったものは、今までにあるんでしょうか。ないとすれば、今後、そういうご予定はあるんでしょうか。

( 県政情報課長 )

県の仕事の進め方というのは、文書を基本に進めておりますので、公文書規程というのがございます。それは文書を作成する基準であったり、あるいは保存する年限であったり、そういうものもその中で規定しております。それは県全体の一般的な基準というものになります。あとは、誰が決裁するかというのはまた別の規定がございます。

( 委員 )

そうすると、今までにある規定の範囲で言えば、例えば貸付審査会について、今回、あまり議事録といったようなものも特に見当たらなかったわけですが、そういった辺りは、別段、規定には引っかかってないということになるんですよね。

( 県政情報課長 )

一般的なそういう規定でどうかということには、あまり馴染まないんじゃないかと。

( 委員 )

つまり、どうしてそんなことを聞いているかということ、文書の情報公開だとか、あるいは、情報を持っている者の責任を法律・条例で決めた場合にですね、特に、私が聞いたのは個人情報保護法が規定された時に、公私の団体がどうやって情報を保存すべきかという話になった時に、余計な情報は持つなと、作るなという話にどうしてもなってしまうんですよね。

そうすると、今回、非常に素晴らしい情報公開条例を作った、そのことがかえって文書を作らない方向にいつてしまっても、また、それは困るなというところがどうしても、素人的な感覚かも知れませんが、あるんですね。そうすると、逆の歯止めとして、文書の作成の指針といったようなものを作っておいた方がいいのかなという、そういう思いがあるんですけども。特に、今のところは検討されていないということになるんでしょうね。

( 会長 )

よろしいでしょうか。念書、覚書の類が公開され、協定だとかいうものも入っているみたいですが。覚書までは分かるんですが、念書というのは、当事者間の了解事項で表に出すと問題ありの文書というイメージがあります。そういう念書の類は減っているのですか。

( 県政情報課長 )

この5月に19年度の分を発表いたしました。それも整理表ということで、概要もホームページにも載せていますが、いわゆる問題となるようなものはございません。

(会長)

なくなっているわけですね。例えば、龍馬記念館で土産物を売らないとか。そんな話だとか、そういうのは、最近はないということでしょうか。そういうのは、なくなっているというふうに考えてよろしいですか。

(県政情報課長)

そうです。

#### 4 第5回検証委員会について

(会長)

第5回の委員会の議論の進め方ということなんですが、最初にこの委員会の日程の提示がありましたけれども、その中にありました7月は議会ですか、6月議会ですか、もう始まるということですか。

(総務部長)

7月7日からです。

(会長)

その議会があり、知事の方からこの委員会の審議の状況について中間的な経過を説明したいというふうに仰っているようですので、委員会としても中間的なまとめというか、論点の整理というか、そういうことをしなければならないと思います。

そういうことですので、今日、事務局の方でこれまでの3回の委員会の中で出されたご意見、ご質問等、一応、整理していただいたものを配付していただいています。資料の4です。この委員会の趣旨は、モード・アバンセのような事件を起こすに至った、県の組織としての問題点を改めて明らかにしてほしい、検証してほしい、事件後の県政改革の取組も含めて検証してほしいということでした。第5回では、その線に沿って、主要な問題点、論点を整理したいと思っております。今日の議論も含めて、これまでの議論をお聞きになった委員の皆様からも、主要な問題点、論点についてご意見をいただくとありがたいのですが、事務局の方で説明ありますか。

(行政管理課長)

補足で説明させていただきます。資料4をご覧くださいましたら、1枚目は、今、会長の方からお話しいただいたことを書かせていただいております。2枚目以降の取りまとめにつきましては、これは事務局サイドで取りまとめをさせていただきますので、そもそも、取りまとめた項目がこれでいいのかということもあると思います。それから、

要約の仕方が必ずしも委員さんがお話をされた趣旨と違っているような場合もあるのではないかと思いますので、その辺りは、確認もお願いしたいと思います。そういうことをお断りをしたうえで、見ていただいて、ご検討いただいたらというふうに思います。

7月の議会で報告をさせていただくことを予定しておりますけれども、その時点ではこれまでこういった議論がされておりますということで説明させていただく予定ですが、今回、5回までの議論としては、これまで県の当時のいろいろな状況のご説明をしておりますので、そこでの組織としての問題点の洗い出しというのが、主な取りまとめの内容になるのかなというふうには想定はさせていただいております。以上です。

(会長)

特に、これまでの県の方からの説明を受けて、意見交換をしたわけですけど、中間的な経過報告、この会としての問題の指摘、特に、この点とこの点とこの点は強調すべきではないかというようなご意見があれば、少し参考のためにお聞かせ願えればと思うんですけど、いかがでしょう。

私個人は、大きく分けると2つぐらいの柱があるんじゃないかと思うんです。

一つは、県政、行政を進めていく中での、県庁内部の意思決定の過程、プロセス、そのあり方というか、そこには実は県政の透明性、説明責任という問題も絡んでくるんです。そういう問題を1つ大きな柱として取り上げるべきじゃないかなというのが1つ。

もう一つは、これはなかなか具体的な事例が出てこなくて、我々も今一步突っ込みが足りないところなんですけど、いわゆるよく言われている県庁の主体性だとか、県庁の職員のモラルだとか、そういうことに関わる問題、これがもう1つの柱かなと。

それから3番目に、モード・アバンセの事件を受けて以降のこれまでの県庁サイドの取組について、どのような問題点があったのかなというようなことが3番目。

最後は、これからの中間報告以降の最終段階ですけど、最後は再発防止策を具体的に、我々が提言するとすれば、この点とこの点とこの点というような指摘ができればいいのかなと思っているんですけど、いかがでしょう。

僕も議事録をもう一辺詳しく読ませていただいて、どう整理をすればいいのか考えるつもりですけど、今、頭の中で思いついたのは、そういう柱立てで少しまとめてみようかなと思っているんです。中間的なまとめです。思っているんですが、いかがですか。何かご意見があれば。

(委員)

それを、次回にまとめるんですか。

(会長)

それは、次回に、私と事務局で相談して、大体、こういう形でやりたいと思うがという形で、皆さんに提示してというふうに思っています。

(委員)

会長が仰ったように、もう一度読み合わせてきて次回にと。

(会長)

そうですね、次回 24 日ですけど、その事前に、一応、少なくともメモ的なものはお渡しできるようにしたいというふうに思っています。

(委員)

中間報告ですね、7月の議会は。それに出せる方向性というか、今まで何回か、方向性みたいなものも。

(会長)

方向性というのは。

(委員)

方向性と言いますか、たくさん内容がありますので、先ほど会長が仰ったようなまとめ方も一つだと思いますし、今日、こんなのがもっとというふうな意見も出せないんですけれども。そういうものを、次回までに私たちも考えて来たらいいわけですよ。

(会長)

そうですね。中間報告としてどういうものを出せばいいかというものを考えていただくということです。

(委員)

多分、こうやって委員会を開いている意義を考えたら、先ほど、会長が仰ったとおり、項目、論点整理は多分見直さないといけないので、見た感じは、大体、網羅しているように見えますけども、それはやるとして、その整理の方法だけ議論して決めておくのが適切なのかなという気がするんですね。論点がいよいよあった時に、それがなぜそういうことが起きたかという要因が分析されるべきで、それを受けてシステムはどう変えたのか、システムの運用はどう変えたのか、その運用に関わる組織上の対応はどうしたのかとか、あるいは、職員の姿勢とかモラルは運用のためにどういうふうに維持できるようなことをやったのか、という順番に整理されて、先ほどの姿勢とかモラルでいうと、どうやって環境を整えたのかといったことまで含めて整理しないと、多分、議論にならないというか、中身の検証はできないんじゃないかという気がして、あまりにも多いので。そういう形を整えると、多分、次回、短時間でその議論ができるのではないかという気はしています。

(会長)

今、仰ったようなところまできちっと、要因の分析のどこまでいくかどうかということとは、ちょっと私個人は自信がありませんけども、そういう方向で考えて整理していかないといけないということは仰るとおりだと思います。次回の会議で、その辺りのところまで、その辺りの問題が議論できる形で整理ができれば一番いいと思いますけど。

第5回の委員会の持ち方、議論の進め方、あるいは中間的な報告の仕方について、他に何かご意見がございましたら。

(委員)

質問ですが、今まで県の方から説明を受けて、我々が疑問に思っていることとか言ってきて、そういうことをやっていますよね。今後、この説明はこれで終わったということでもいいのですか。今後、説明はもうないということですか。

(行政管理課長)

当時の状況につきましては、基本的に、以上で説明を終わらせていただきます。6回目以降では、その後の県の改革、既にその後の県の改革の取組についてもかなり触れていますが、もっとまとまった形で、その後の県の改革への取組状況というのを説明させていただく予定です。そういう中で、今丁度、県庁の中で、再度、それぞれの所属ごとにその後の県の改革への取組状況がどうであったかということについて県の内部的な検証もやっております。その結果についてもご報告させていただこうと思っております。

(会長)

我々が考えるための基本的な材料というのは、ある程度提供していただいたなという気がします。ただ、質問の中で具体的にあまり出てこないというか、そういう問題も多少あったんですけど、団体との関係だとかトラブルだとか、その辺についてはなかなか十分な情報を得られなかった面はありますけれども。

(行政管理課長)

これまで当時の状況について説明させていただきましたので、一定、問題点もご指摘いただいていると思いますので、前半部分、5回まででは、当時の問題点を中心に取りまとめいただくとありがたいです。後半は後半でまたご説明させていただきます、先ほど申しました県のその後の改革への取組について、前半部分でご検討いただいた問題意識を持って、県の改革状況とかをみていただくような形もあってよいのではないかと思います。

(会長)

大体、事務局の考え、お話は分かりましたでしょうか。そういう方向で、来週は我々が当時のモード・アバンセの問題を中心に、こういう問題を引き起こした原因、要因等についての我々の方の意見交換を中心に行うという形になると思います。

(行政管理課長)

次回は、特に資料は用意しておりません。もし、この場でこういった資料を構えてもらいたいということであれば対応したいと思いますが。

(会長)

今回の議論のために更に追加、補足資料等、もしご要望ありましたら言っておいていただければ。今日すぐに出なければ、また個別に連絡していただいてもかまいませんので、事務局の方によろしく願いいたします。丁度、時間が迫ってまいりましたので、今日の第4回の委員会は、以上で終了させていただきたいと思います。

次回は、先ほど申しましたような内容で意見交換を行いたいと思いますので、委員の皆様、ご多忙の中、大変だと思いますけれども、これまでの意見交換、資料等をご覧になって、改めて問題点の指摘等をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、以上で終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。